

令和7年度電子処方箋普及・活用促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 令和7年度電子処方箋普及・活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(交付申請の期日)

第3条 要綱第8条で別に定める期日は令和7年4月24日から令和7年12月26日までとする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 要綱第8条による申請を行う場合の添付書類は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 経費所要額調書（様式第1号別紙1）
 - (2) 確認書（様式第1号別紙2）
 - (3) 基金実施要領に基づく社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知書
 - (4) 基金実施要領に基づき社会保険診療報酬支払基金に申請した資料一式
 - (5) 県が実施する電子処方箋の普及・活用の促進に関する取組に協力したことがわかる資料
 - (6) 前各項のほか、知事が必要と認める書類
- 2 前項第5号の例としては次のものがある
- (1) 電子処方箋対応施設であることを示したホームページ画面の写し
 - (2) 広報資材を掲示・周知した様子がわかる写真

(書類の提出方法)

第5条 書類の提出は、第6条の受付窓口あてに持参、郵送等（簡易書留など郵便物の送達過程が記録されるものに限る）又は電子メール（添付ファイルはすべてPDF形式に変換し、暗号化して送付する場合に限る）により行うものとする。

2 規則及び要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(受付窓口)

第6条 受付窓口は次のとおりとする。

健康福祉部薬事管理課

電話番号（直通）：026-235-7946

Email: yakuji@pref.nagano.lg.jp

住所：〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下 692-2

（申請の手続き）

第7条 電子処方箋の運用準備から補助金申請までの流れは当該各号のとおり。

- （1）システム事業者へ見積依頼、発注
- （2）保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI カード）の発行申請
- （3）電子処方箋の運用開始
- （4）社会保険診療報酬支払基金への補助金交付申請
- （5）社会保険診療報酬支払基金から交付決定通知受領
- （6）長野県へ補助金交付申請

附 則

この要領は、令和7年4月24日から施行する。